

【監理技術者講習修了者情報の有効期間について】

令和2年8月28日に公布された「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令について」の施行（令和2年10月1日）に伴い、修了年月日から5年後の12月31日までが有効となります。

2016（平成28）年1月2日～2020（令和2）年12月31日までの受講データについては、現在の旧表示（修了年月日から5年）のままとなっておりますが、システム対応は1月末を予定しています。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

【改正内容】

監理技術者講習の有効期間の起算点の見直し

| | H28 | H29 | H30 | H31 | R02 | R03 | R04 |
|-------------------------|--------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|
| 改正前 (H28.02.14受講の場合) | 有効期間：修了年月日から5年以内 | | | | | R3.2.13までに要受講 | |
| 改正後 (H28.02.14受講の場合) | 有効期間：修了年月日から5年後の12月31日まで | | | | | | |